



茨城県報

第 15 号

令和元年 (2019年) 6 月 24 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 知事指定薬物の指定の失効 (薬務課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定及び廃止 (福祉指導課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (2 件) (福祉指導課) 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (福祉指導課) 7
- 大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (中小企業課) 10
- 定款変更の認可 (6 件) (農村計画課) 12
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 13
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 13

(選挙管理委員会)

- 施設の長が不在者投票管理者となることのできる施設の指定の取消し 13
- 施設の長が不在者投票管理者となることのできる施設の指定 14

公 告

- 土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について (土地販売推進課) 14
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) 21
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 21

(警 察 本 部)

- 入札公告 (2 件) 21

告 示

茨城県告示第254号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。) 第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年 6 月 24 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 指定が失効した薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノール-1-アミン及びその塩類
 (2) 1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第6号に規定する薬物に指定されたため。

3 指定の失効年月日

令和元年6月23日

茨城県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定し、及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード	名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等年月日	区分
0115386	水戸ブレストクリニック	水戸市五軒町2-1-37水戸京成パーキングプラザ1階	外科, 乳腺外科	福田 禎治	令和元年5月1日	指定
0312512	ののやま眼科	土浦市木田余1644-1	眼科	医療法人あおみ会 理事長 野々山智仁	平成31年4月1日	指定
0811059	朝野循環器内科クリニック	龍ヶ崎市下町2887-1	内科, 循環器内科, 呼吸器内科, アレルギー科, 外科	医療法人喜晴会 朝野循環器科クリニック 理事長 朝野晴彦	平成31年4月1日	指定
1610641	あやか内科クリニック	笠間市八雲2-5-25	内科	医療法人みまもる会 理事長 白土 綾佳	平成31年4月1日	指定
1911155	ひたち野ファミリークリニック	牛久市ひたち野西2-27-2	内科, 外科, 消化器内科, 小児科, 皮膚科, 美容皮膚科	医療法人社団 KMedical Associates 理事長 高野 恵輔	平成31年4月1日	指定
2013563	つくばキッズクリニック	つくば市島名2610-1	小児科, 小児内分泌内科	医療法人みらいのたからもの理事長 野末 裕紀	平成31年4月1日	指定
2013571	研究学園いいむら耳鼻咽喉科	つくば市研究学園5-12-4 研究学園駅前岡田ビル3F	耳鼻咽喉科・アレルギー科	医療法人社団陽晃会 理事長 飯村 陽一	平成31年4月1日	指定
2013589	おいかわ腎泌尿器クリニック	つくば市面野井1004-5	泌尿器科, 外科, 内科	医療法人おいかわ腎泌尿器クリニック 理事長 及川 剛宏	平成31年4月1日	指定

医療機関 コード	名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2111755	医療法人藤城会 伊藤医院	ひたちなか市勝田本町4-15	皮膚科, 内科	医療法人藤城会 理事長 湯川 まみ	平成31年 4月1日	指定
2111763	医療法人桜丘会 脳神経外科ブレインピアひたちなか	ひたちなか市馬渡541-1	脳神経外科	医療法人桜丘会 理事長 河野 拓司	令和元年 5月1日	指定
2610483	小野瀬医院	那珂市後台1829-5	整外外科, リハビリ テーション科, 内科	医療法人 三楽 会 理事長 小 野瀬 好良	平成31年 4月1日	指定
0232013	松浦歯科医院	日立市鮎川町1-11-8	歯科	松浦 佳子	平成31年 4月1日	指定
2032437	大久保デンタルオフィス	つくば市学園の森2-35-5	歯科, 矯正歯科, 歯 科口腔外科, 小児歯 科	医療法人社団 藤記会 理事長 大久保 敦子	令和元年 5月1日	指定
3331150	あかつ歯科クリニック	那珂郡東海村舟石川駅東4-5-1	歯科・小児歯科・矯 正歯科	赤津 裕司	平成31年 4月1日	指定
7330307	谷井田歯科医院	つくばみらい市谷井田1695-3	歯科	松村 治	平成31年 4月1日	指定
0144307	みすず薬局 五軒町店	水戸市五軒町1-5-35	薬局	株式会社 美鈴 代表取締役社 長 鈴木 哲哉	令和元年 5月1日	指定
0144315	茨城調剤薬局 泉町店	水戸市泉町1-2-4 第一 生命ビル1階	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	平成31年 4月1日	指定
0144323	アイン薬局 千波店	水戸市千波町1234-45	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	平成31年 4月1日	指定
0242267	アイン薬局 十王店	日立市十王町伊師3448-1	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大谷 美也	平成31年 4月1日	指定
0341887	花梨薬局 神 立店	土浦市神立中央5-25-14	薬局	シップヘルスケ アファーマシー 東日本株式会社 代表取締役 沖本 浩一	平成31年 4月1日	指定
0441588	クスリのアオ キ坂間薬局	古河市坂間226-1	薬局	株式会社クスリ のアオキ 代表 取締役 青木 宏憲	令和元年 5月1日	指定
0540660	花梨薬局石岡 店	石岡市石岡2158-1	薬局	シップヘルスケ アファーマシー 東日本株式会社 代表取締役 沖本 浩一	平成31年 4月1日	指定
1240427	アイン薬局 佐竹南台店	常陸太田市天神林町870-243	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	平成31年 4月1日	指定
1640816	アイセイ薬局 こいぶち店	笠間市鯉淵6268-103	薬局	株式会社アイセ イ薬局 代表取 締役 藤井 江 美	平成31年 4月1日	指定

医療機関 コード	名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1640824	花梨薬局岩間店	笠間市福島465-3	薬局	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社 代表取締役 沖本 浩一	平成31年 4月1日	指定
2042806	学園調剤薬局	つくば市榎戸509-40	薬局	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 4月1日	指定
2042814	学園中央薬局 西大橋店	つくば市西大橋174-1	薬局	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 4月1日	指定
2042822	学園中央薬局 つくば駅前店	つくば市吾妻2-8-8 つ くばシティビル1階	薬局	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 4月1日	指定
2042830	学園中央薬局 松野木店	つくば市松野木152-15	薬局	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 4月1日	指定
2042848	学園中央薬局 作岡店	つくば市作谷1115-4	薬局	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 4月1日	指定
2141624	アイン薬局 馬渡店	ひたちなか市馬渡3840-7	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	平成31年 4月1日	指定
2141632	アイセイ薬局 海浜公園入口 店	ひたちなか市馬渡541-2	薬局	株式会社 アイ セイ薬局 代表 取締役 藤井 江美	令和元年 5月1日	指定
2440612	けやき台調剤 薬局	守谷市けやき台2-11-6	薬局	クラフト株式会 社 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 4月1日	指定
2540288	アイン薬局 田子内店	常陸大宮市田子内町3034-4	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	平成31年 4月1日	指定
2640575	アイン薬局 七福店	那珂市竹ノ内2-14-8	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	平成31年 4月1日	指定
2640583	若草薬局	那珂市菅谷663-32	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	平成31年 4月1日	指定
2640591	那珂中央薬局	那珂市菅谷5497-1	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	平成31年 4月1日	指定
2640609	サン薬局那珂 店	那珂市鴻巣3241-8	薬局	株式会社サン薬 局 代表取締役 落合 正和	令和元年 5月1日	指定
2840134	みつば薬局	かすみがうら市稲吉東5-22 -13	薬局	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社 代表取締役 沖本 浩一	平成31年 4月1日	指定

医療機関 コード	名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2840142	花梨薬局	かすみがうら市稲吉東4-4-39	薬局	シップヘルスケアファーマシー 東日本株式会社 代表取締役 沖本 浩一	平成31年 4月1日	指定
2940835	神栖さくら薬局	神栖市平泉字関下1-127	薬局	河北調剤 株式 会社 代表取締役 藤田 和義	平成31年 3月18日	指定
3140955	カワチ薬局 桜の郷店	東茨城郡茨城町桜の郷1200-1	薬局	株式会社カワチ 薬品 代表取締役 河内 伸二	令和元年 5月1日	指定
3340605	アイン薬局 舟石川店	那珂郡東海村舟石川689-6	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	平成31年 4月1日	指定
0312009	ののやま眼科	土浦市木田余1644-1	眼科	野々山 智仁	平成31年 3月31日	廃止
0810754	朝野循環器科 クリニック	龍ヶ崎市下町2887	内科, 循環器内科, 呼吸器内科, アレル ギー科, 外科	朝野 晴彦	平成31年 3月31日	廃止
1610617	あやか内科ク リニック	笠間市八雲2-5-25	内科	白土 綾佳	平成31年 3月31日	廃止
1911114	ひたち野ファ ミリーククリ ニック	牛久市ひたち野西2-27-2	内科, 外科, 消化器 内科, 小児科, 皮膚 科, 美容皮膚科	高野 恵輔	平成31年 3月31日	廃止
2012714	研究学園いい むら耳鼻咽喉 科	つくば市研究学園5-12-4 研究学園駅前岡田ビル3F	耳鼻咽喉科・アレル ギー科	飯村 陽一	平成31年 3月31日	廃止
2013175	つくばキッズ クリニック	つくば市島名2610-1	小児科, 小児内分泌 内科	野末 裕紀	平成31年 3月31日	廃止
2013373	おいかわ腎泌 尿器クリニック	つくば市面野井1004-5	泌尿器科, 外科, 内 科	及川 剛宏	平成31年 3月31日	廃止
2111672	伊藤医院	ひたちなか市勝田本町44-15	内科, 小児科, 皮膚 科	湯川 まみ	平成31年 3月31日	廃止
2610087	小野瀬医院	那珂市後台1829-5	整外, 内, リハ	小野瀬 好良	平成31年 3月31日	廃止
0230728	松浦歯科医院	日立市鮎川町1-11-8	歯科	松浦 直行	平成31年 3月31日	廃止
3330988	あかつ歯科ク リニック	那珂郡東海村舟石川駅東4-6-20	歯科・小児歯科・矯 正歯科	赤津 裕司	平成31年 3月31日	廃止
7330091	谷井田歯科医 院	つくばみらい市谷井田1695-3	歯科	貞廣 鮎	平成31年 3月31日	廃止
0142517	茨城調剤薬局 泉町店	水戸市泉町1-2-4	薬局	株式会社 日本 薬局 代表取締役 高澤 貢	平成31年 3月31日	廃止
0142533	茨城調剤薬局 千波店	水戸市千波町1234-45	薬局	株式会社 日本 薬局 代表取締役 高澤 貢	平成31年 3月31日	廃止
0241889	茨城調剤薬局 十王店	日立市十王町伊師3448-1	薬局	株式会社 日本 薬局 代表取締役 高澤 貢	平成31年 3月31日	廃止

医療機関 コード	名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0340681	花梨薬局 神立店	土浦市神立中央5-25-14	薬局	有限会社 花梨薬局 代表取締役 長南 登志	平成31年 3月31日	廃止
0540603	花梨薬局石岡店	石岡市石岡2158-1	薬局	有限会社花梨薬局 代表取締役 長南 登志	平成31年 3月31日	廃止
1240278	茨城調剤薬局 佐竹南台店	常陸太田市天神林町870-243	薬局	株式会社 日本薬局 代表取締役 高澤 貢	平成31年 3月31日	廃止
1640246	きりん薬局	笠間市鯉淵6268-103	薬局	株式会社 トライ 代表取締役 藤井 江美	平成31年 3月31日	廃止
1640634	花梨薬局岩間店	笠間市福島465-3	薬局	有限会社花梨薬局 代表取締役 長南 登志	平成31年 3月31日	廃止
2040768	学園調剤薬局	つくば市榎戸509-40	薬局	株式会社 紫峰 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 3月31日	廃止
2041212	学園中央薬局 西大橋店	つくば市西大橋174-1	薬局	株式会社 紫峰 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 3月31日	廃止
2041378	学園中央薬局 つくば駅前店	つくば市吾妻2-8-8 つくばシティビル1階	薬局	株式会社 紫峰 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 3月31日	廃止
2041824	学園中央薬局 松野木店	つくば市松野木152-15	薬局	株式会社 紫峰 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 3月31日	廃止
2041949	学園中央薬局 作岡店	つくば市作谷1115-4	薬局	株式会社 紫峰 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 3月31日	廃止
2140857	茨城調剤薬局 馬渡店	ひたちなか市馬渡3840-7	薬局	株式会社 日本薬局 代表取締役 高澤 貢	平成31年 3月31日	廃止
2440315	けやき台調剤薬局	守谷市けやき台2-11-6	薬局	株式会社 紫峰 代表取締役 大塚 吉史	平成31年 3月31日	廃止
2540080	茨城調剤薬局 常陸大宮店	常陸大宮市田子内町3034-4	薬局	株式会社 日本薬局 代表取締役 高澤 貢	平成31年 3月31日	廃止
2640443	七福薬局	那珂市竹ノ内2-14-8	薬局	株式会社 日本薬局 代表取締役 高澤 貢	平成31年 3月31日	廃止
2640450	若草薬局	那珂市菅谷663-32	薬局	株式会社 日本薬局 代表取締役 高澤 貢	平成31年 3月31日	廃止
2640468	那珂中央薬局	那珂市菅谷5497-1	薬局	株式会社 日本薬局 代表取締役 高澤 貢	平成31年 3月31日	廃止
2840068	みつば薬局	かすみがうら市稲吉東5-22-13	薬局	有限会社 花梨薬局 代表取締役 長南 登志	平成31年 3月31日	廃止
2840126	花梨薬局	かすみがうら市稲吉東4-4-39	薬局	有限会社花梨薬局 代表取締役 長南 登志	平成31年 3月31日	廃止

医療機関 コード	名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2940769	神栖さくら薬局	神栖市平泉 1-168	薬局	河北調剤株式会社 代表取締役 藤田 和義	平成31年 3月17日	廃止
3340423	茨城調剤薬局 舟石川店	那珂郡東海村舟石川689-6	薬局	株式会社 日本 薬局 代表取締役 高澤 貢	平成31年 3月31日	廃止

茨城県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名称	所在地	サービスの種類	開設者	指定等 年月日
0810114009 岩間東華堂クリニック	水戸市泉町3-1-30	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	岩間 誠	令和元年 5月10日

茨城県告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名称	所在地	サービスの種類	開設者	指定等 年月日
0852080043 医療法人社団 桜水会 介護老人保健施設 豊浦	つくば市神郡2013-1	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	医療法人社団 桜水会 理事長 櫻井 一男	令和元年 5月30日
0842042723 ハニュウ薬局小野崎店	つくば市小野崎400-3	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	株式会社マイド ラッグ 代表取締役 羽生 健宏	令和元年 6月3日

茨城県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について

て、次のとおり指定の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

医療機関コード 名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
460 からだ元気治療院（佐藤 ななみ）	鹿嶋市鉢形台1-21-1 2 階左	あん摩マッサージ指 圧	佐藤 ななみ	令和元年 6月12日	指定

茨城県告示第259号

大規模小売店舗地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美

(2) 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン古河店
古河市旭町一丁目699-1 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 岡崎 双一
（変更後）代表取締役 井出 武美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 平成31年3月1日
イ 平成31年3月8日 外

(4) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更による
イ 小売業者の退店、新規出店、小売業者名、代表者氏名変更による

3 届出年月日

令和元年6月14日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美

(2) 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン高萩店
高萩市安良川231番地1 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 岡崎 双一
(変更後) 代表取締役 井出 武美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 平成31年3月1日
イ 平成31年3月1日 外

(4) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更による
イ 小売業者の退店、新規出店、小売業者名、代表者氏名変更による

3 届出年月日

令和元年6月14日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第261号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**(1) 名称及び代表者氏名**

イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

(2) 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

2 届出事項の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

那珂町ショッピングセンター

那珂市竹ノ内三丁目6番5 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 岡崎 双一

（変更後）代表取締役 井出 武美

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 平成31年3月1日

イ 平成31年3月1日 外

(4) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更による

イ 小売業者の退店、新規出店、代表者氏名変更による

3 届出年月日

令和元年6月14日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第262号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

COMBOX 310

水戸市宮町一丁目107番地1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成31年3月7日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

（変更前）水戸市宮町1丁目6-140 外

（変更後）水戸市宮町一丁目107番地1

(3) 届出年月日

平成31年2月21日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第263号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）水戸元吉田PJ計画

水戸市元吉田町字岡崎1030番4 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成31年3月11日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成31年3月1日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

~~~~~

**茨城県告示第264号**

羽賀沼土地改良区から平成31年4月8日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和元年6月14日認可した。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

茨城県告示第265号

関川霞土地改良区から平成31年4月17日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和元年6月14日認可した。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

**茨城県告示第266号**

荃崎村外五ヶ町村土地改良区から令和元年5月9日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和元年6月14日認可した。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

茨城県告示第267号

真瀬土地改良区から平成31年4月10日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和元年6月17日認可した。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

**茨城県告示第268号**

川口土地改良区から平成31年4月16日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和元年6月17日認可した。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

~~~~~

茨城県告示第269号

江戸崎入土地改良区から平成31年4月24日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和元年6月17日認可した。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和元年6月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
東茨城郡城里町大字那珂西字兵庫坪2024番 1地先から 東茨城郡城里町大字那珂西字藤山台2036番 1地先まで	旧	最大 36.8 最小 9.3	180	
	新	最大 36.8 最小 15.7	180	現道拡幅 (歩道整備)

茨城県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、令和元年6月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道355号
- 2 供用開始の区間 笠間市手越字逆川531番6から
笠間市下市毛字甲ノ山1662番2まで
- 3 供用開始の期日 令和元年6月25日

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票
 管理者となる施設の指定の取消しを次のとおり行った。

令和元年6月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒川 誠 司

- 1 指定の取消し

区 分	名 称	所 在 地
病 院	小美玉市医療センター	小美玉市中延651-2
介護老人保健施設	医療法人社団青燈会 介護老人保健施設ライブリーライフ那珂	那珂市菅谷605-2

- 2 指定の取消しの年月日 令和元年6月17日

茨城県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定を次のとおり行った。

令和元年6月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
介護医療院	医療法人竜仁会 牛尾病院介護医療院	龍ヶ崎市馴柴町1-15-1
老人ホーム	社会福祉法人欣水会 地域密着型小規模特別養護老人ホーム 滝の園別館ねもとの里	土浦市宍塚1988-1

2 指定年月日 令和元年6月17日

~~~~~

## 公 告

## ◎土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項及び第5項の規定による土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業の次の者に対する仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を別表1から2及び別図1から2のとおり公告する。

令和元年6月24日

土浦・阿見都市計画事業

阿見吉原土地区画整理事業

施行者 茨 城 県

代表者 茨城県知事 大井川 和彦

| 通知書を受けるべき者の住所・氏名              | 内 容 | 位置図 |
|-------------------------------|-----|-----|
| 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原2676番地2<br>寺田 清一 | 別表1 | 別図1 |
| 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原125番地<br>木村 常治   | 別表2 | 別図2 |

[別表 1]

| 通知書を受けるべき者の住所・氏名              | 従前の宅地      |        |    | 仮換地                   |          |          |        |         |
|-------------------------------|------------|--------|----|-----------------------|----------|----------|--------|---------|
|                               | 町名及び字名     | 地番     | 地目 | 登記地積<br>(基準地積)<br>(㎡) | 街区<br>番号 | 画地<br>番号 | 地積 (㎡) | 位置      |
| 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原2676番地2<br>寺田 清一 | 阿見町大字吉原字堀尻 | 2663-4 | 山林 | 93<br>(93.57)         | W-29     | 1        | 93.57  | 別図1のとおり |
| 仮換地の指定の効力発生の日<br>平成31年3月31日   |            |        |    |                       |          |          |        |         |

注意 1 従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用し、又は収益することができるが、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

教示 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項に規定されています。)

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に茨城県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に茨城県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[別 図 1 ]  
土浦・阿見都市計画事業  
阿見吉原土地区画整理事業 (西南工区)

仮換地位置図

縮尺1 : 6,000



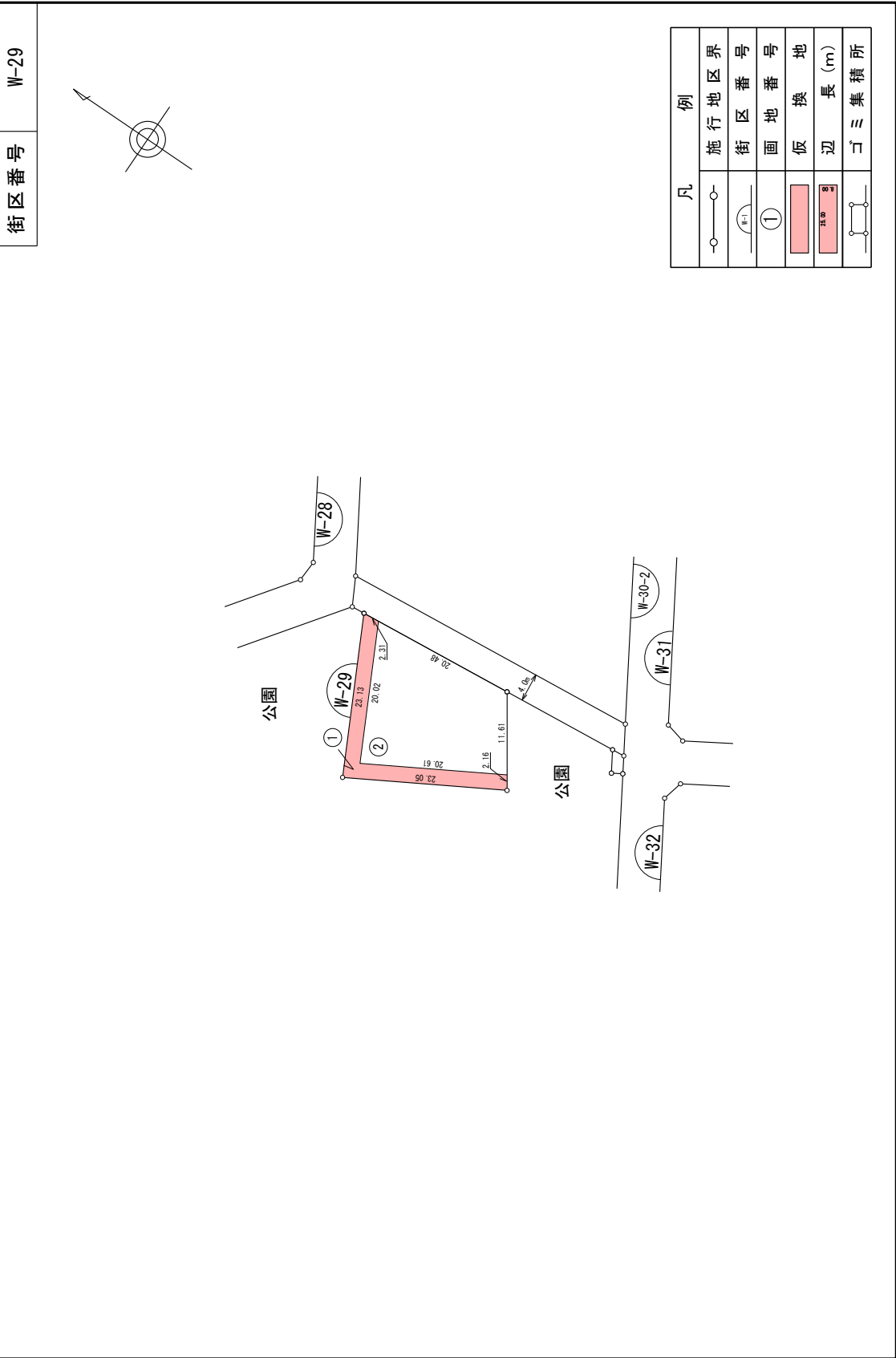


[ 別 図 1 ]

土浦・阿見都市計画事業  
阿見吉原土地区画整理事業 (西南工区)

仮換地区図

縮尺 1:500



[別表 1]

| 通知書を受けるべき者の住所・氏名            | 従前の宅地      |        |    | 仮換地                   |          |          |        |         |
|-----------------------------|------------|--------|----|-----------------------|----------|----------|--------|---------|
|                             | 町名及び字名     | 地番     | 地目 | 登記地積<br>(基準地積)<br>(㎡) | 街区<br>番号 | 画地<br>番号 | 地積 (㎡) | 位置      |
| 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原125番地<br>木村 常治 | 阿見町大字吉原字堀尻 | 2663-3 | 墓地 | 310<br>(310.33)       | W-29     | 2        | 310.33 | 別図2のとおり |
| 仮換地の指定の効力発生の日<br>平成31年3月31日 |            |        |    |                       |          |          |        |         |

注意 1 従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用し、又は収益することができませんが、従前の宅地については、使用し、又は収益することができます。

教示 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項に規定されています。)

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に茨城県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に茨城県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[別 図 2]

土浦・阿見都市計画事業  
阿見吉原土地区画整理事業 (西南工区)

仮換地位置図

縮尺1:6,000



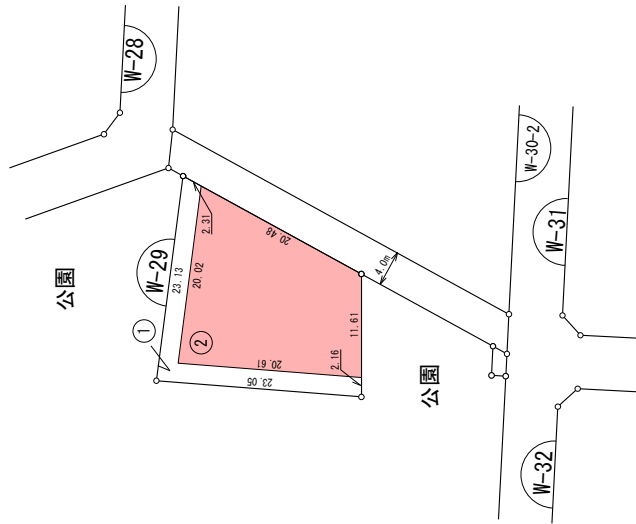
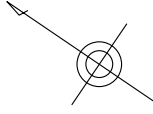
[ 別 図 2 ]

土浦・阿見都市計画事業  
阿見吉原土地区画整理事業 (西南工区)

仮換地区図

縮尺 1:500

街区番号 W-29



| 凡 例 |        |
|-----|--------|
|     | 施行地区界  |
|     | 街区番号   |
|     | 画地番号   |
|     | 仮換地    |
|     | 辺長 (m) |
|     | コ集積所   |

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
猿島郡五霞町大字小福田字西谷1330番36
- 2 事業主の住所及び氏名  
古河市けやき平二丁目25番地 クローバーメゾン203号室  
中山 貴文



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡八千代町大字今里字西ノ前428番4
- 2 事業主の住所及び氏名  
結城郡八千代町大字今里428番地1  
山口 哲也



●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次の通り指定した。

令和元年6月24日

茨城県知事 大井川 和彦

| 指定番号          | 指定年月日     | 申請者                           |                 | 道路の位置               | 道路の幅員及び延長    |               |
|---------------|-----------|-------------------------------|-----------------|---------------------|--------------|---------------|
|               |           | 氏名                            | 住所              |                     | 幅員           | 延長            |
| 西セ建指令<br>第12号 | 令和元年6月11日 | 有限会社<br>大盛産業<br>代表取締役<br>塚田 隆 | 下妻市比毛42番地の<br>1 | 下妻市坂本新田字坂本<br>下21番4 | メートル<br>4.50 | メートル<br>73.47 |



(警察本部)

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和元年6月24日

茨城県警察本部長 種部 滋 康

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品名及び数量

ICカード運転免許証作成システム一式の賃貸借

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できる。

(4) 納入場所

〒311-3116

茨城県東茨城郡茨城町長岡3783-3

茨城県警察本部交通部運転免許センター

その他県内各警察署等（詳細は別途指示とする。）

2 担当所属

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部 会計課調度係

電話 029-301-0110 内線2235

F A X 029-301-0917

所属メールアドレス：keikaikei@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法

人等

オ 役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 本公告に示した借入物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、2の担当所属の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

##### (1) 期間

入札公告の日から令和元年7月25日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

##### (2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部会計課調度係

#### 6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

##### ア 質問受付期間

公告の日から令和元年7月16日（火）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2の担当所属と同じ

##### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

##### ア 日時

令和元年7月23日（火）午後5時まで

##### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによ

り回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3の(4)から(9)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

令和元年7月25日（木）午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

### (3) 提出先

2の担当所属に同じ。

### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和元年7月31日（水）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、月額賃借料（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。

### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月5日（月）午後5時までにシステムのファイルへの記録をすること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当所属に必着のこと。

### (3) 開札日時及び場所



## ア 日時

令和元年8月6日（火）午前10時から

## イ 場所

茨城県警察本部庁舎2階入札室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

## 9 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに

到着するよう辞退届を提出するものとする。

### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

### 14 契約書作成の要否

要

### 15 詳細は入札説明書による。

### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問い合わせ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875（直通）

### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Cellular phone Analysis Machine Lease
- (2) Lease period  
From March 1, 2020 through February 28, 2025
- (3) Time limit for tender:  
Time limit of tender (by hand) : 5:00p. m. , August 5, 2019  
Time limit of tender (by mail) : 5:00p. m. , August 5, 2019
- (4) Submission location and contact number  
Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi  
Ibaraki-ken, 310-8550, Japan  
TEL: 029-301-0110

### ◎入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和元年6月24日

茨城県警察本部長 種 部 滋 康

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名及び数量

I C Tを活用した警察情報管理基盤一式の賃貸借

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できる。

(4) 納入場所

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部

2 担当所属

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部 会計課調度係

電話 029-301-0110 内線2235

F A X 029-301-0917

所属メールアドレス：keikaikei@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法

人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する者でないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(7) 本公告に示した借入物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、2の担当所属の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

##### (1) 期間

入札公告の日から令和元年7月25日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

##### (2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部会計課調度係

#### 6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

##### ア 質問受付期間

公告の日から令和元年7月16日（火）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2の担当所属に同じ

##### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和元年7月23日（火）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3の(4)から(9)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

令和元年7月25日（木）午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

### (3) 提出先

2の担当所属に同じ。

### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和元年7月31日（水）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、月額の賃借料（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月5日（月）午後5時までにシステムのファイルへの記録をすること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当所属に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

## ア 日時

令和元年8月6日（火）午前11時から

## イ 場所

茨城県警察本部庁舎2階入札室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

## 9 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

## (2) 入札参加資格がない者がした入札

## (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

## (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

## (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

## (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

## (7) 電子証明書を不正に使用した入札

## (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

## (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき

## (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

## (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき

## (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

## (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

## (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システ

ムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問い合わせ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Cellular phone Analysis Machine Lease

(2) Lease period

From March 1, 2020 through February 28, 2025

(3) Time limit for tender:

Time limit of tender (by hand): 5:00p. m., August 5, 2019

Time limit of tender (by mail): 5:00p. m., August 5, 2019

(4) Submission location and contact number

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi

Ibaraki-ken, 310-8550, Japan

TEL: 029-301-0110

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,150円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)